令和９（２０２７）年１月採用高柳町事務所非常勤職員募集要項

令和８（２０２６）年１１月２０日
柏崎市市民生活部地域事務所高柳町事務所

次のとおり高柳町事務所で勤務する非常勤職員を募集します。

１　採用職種・募集人数

非常勤職員（事務補助）　１人

２　任用期間

令和９（2027）年１月４日（月）から令和９（2027）年３月３１日（水）まで

※任用終了後、業務上必要があり、翌年度も引き続きの勤務を希望するときは、人事課で実施する採用試験に合格した場合、１年を超えない範囲で再度任用することがあります。

３　業務内容

庁内文書に関する集配業務及び係内事務補助（窓口業務）

４　申込資格

・年齢、性別、学歴は問いません。
・パソコンのワードやエクセルを使って、文書や表の作成ができる人
・普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有するもの。

５　勤務時間・報酬など

(1) 勤 務 日　毎週月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）
(2) 勤務時間　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 7 時間（休憩時間は 1 時間）
(3) 勤務場所　高柳町事務所　柏崎市高柳町岡野町 1849 番地 1
(4) 報　　酬　月額 155,700 円
・報酬は、勤務した月の翌月の 21 日（その日が土曜日、日曜日、祝日のいずれかの場合はその直前の平日）に支給します。
(5) 期末手当及び勤勉手当　支給はありません。
(6) 費用弁償　通勤距離が片道２ｋｍ以上の場合、規定により通勤に係る費用弁償を支給します。
(7) 休　　暇　３日
(8) そ の 他　非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。
・職員として信用を傷つけ、又は不名誉な行為をすること
・職務上知り得た秘密を漏らすこと
・政治的団体に関与して一定の行為をすること
・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
・許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること　等

６　申込方法・受付期間

(1) 申込方法

次の書類を持参又は郵送により、高柳町事務所に提出してください。

- 履歴書（柏崎市指定のもの。履歴書は、柏崎市ホームページからダウンロードができるほか高柳町事務所及びハローワーク柏崎にあります。）
- ハローワーク柏崎の紹介状
- 提出書類不備のものは受付できません。また、提出された応募書類は返却しません。

(2) 受付期間　令和８（2026）年１１月２０日（金）から令和８（2026）年１２月４日（金）まで
※応募者多数の場合は、早めに締め切ることがあります。
(3) 受付時間　午前９時から午後４時まで（土曜日・日曜日を除きます。）

７　試験の日時・選考方法等

(1) 選考方法　面接試験により選考します。
※選考日時は、応募受付時にお知らせします。
（郵送の方は、履歴書に記載されている電話番号に連絡します。）
(2) 会　　場　高柳町事務所　２階　会議室

８　選考結果の通知

合否の結果は、面接後５日以内に郵送で本人宛にお知らせします。

【申込先及び問合せ先】
柏崎市 市民生活部　地域事務所　高柳町事務所
〒945-1502　柏崎市高柳町岡野町 1849 番地 1
電　　話： 0257-41-2233（直通）
Ｆ Ａ Ｘ： 0257-41-2235
Ｅメール： chiiki@city.kashiwazaki.lg.jp